



## 荒川税務署からのお知らせ



### 「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の拡充

平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び、建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第 1 号及び第 2 号の規定に関わらず、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減後の税率」欄の金額となります。

契約金額		本則税率	軽減後の税率	軽減額（軽減率）
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
10 万円超 50 万円以下	100 万円超 200 万円以下	400 円	200 円	200 円（50% 軽減）
50 万円超 100 万円以下	200 万円超 300 万円以下	1 千円	500 円	500 円（50% 軽減）
100 万円超 500 万円以下	300 万円超 500 万円以下	2 千円	1 千円	1 千円（50% 軽減）
500 万円超	1 千万円以下	1 万円	5 千円	5 千円（50% 軽減）
1 千万円超	5 千万円以下	2 万円	1 万円	1 万円（50% 軽減）
5 千万円超	1 億円以下	6 万円	3 万円	3 万円（50% 軽減）
1 億円超	5 億円以下	10 万円	6 万円	4 万円（40% 軽減）
5 億円超	10 億円以下	20 万円	16 万円	4 万円（20% 軽減）
10 億円超	50 億円以下	40 万円	32 万円	8 万円（20% 軽減）
	50 億円超	60 万円	48 万円	12 万円（20% 軽減）

### 「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲の拡大

平成 26 年 3 月 31 日までの「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が 3 万円未満のものが非課税とされていましたが、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成されるものについては、受取金額が 5 万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

### 収入印紙を誤って貼ってしまったとき

印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより、印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。